

# 暮らしの安心 国民健康保険

平

成29年度の  
国民健康保険税

今年度の国保(国民健康保険)税は、限度額、保険税率ともに変更はありません。保険税は下の表により計算し、それぞれ①～④の合計(限度額を超える場合は限度額)になります。医療分・後期高齢者支援金分は国保加入者全員、介護納付金分については、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満(介護保険2号被保険者)の方が対象になります。

平成29年度の  
納税通知書は  
7月中旬に送  
付します



## 問い合わせ

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎 1階)

☎01654③2111(内線3114~3116)

地域住民課市民係(風連庁舎 1階)

☎01655③2511(内線118、119)

平成29年度の国保税率

|       | 医療分             | 後期高齢者支援金分   | 介護納付金分       |
|-------|-----------------|-------------|--------------|
| ① 所得割 | 世帯の所得 × 7.4%    | 世帯の所得 × 3%  | 世帯の所得 × 2.4% |
| ② 資産割 | 固定資産税額 × 20%    | 固定資産税額 × 9% | 固定資産税額 × 4%  |
| ③ 均等割 | 2万1,000円 × 加入者数 | 1万円 × 加入者数  | 1万円 × 加入者数   |
| ④ 平等割 | 1万8,000円        | 8,000円      | 8,000円       |
| 限度額   | 54万円            | 19万円        | 16万円         |

国

## 保税の納め方

### 国保税は世帯主が納めます

各種届出や国保税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していても世帯の中に国保の被保険者がいる場合、納税通知書は世帯主に送られます。

### 普通徴収

(年6回の窓口納付または口座振替)

当初納付書では、平成29年4月から平成30年3月分までの1年分を年6回で納付することになります。※途中加入や離脱の場合を除く。

### 特別徴収(年金天引き)

国保被保険者が全員65歳以上で構成される世帯の国保税は、原則として納税義務者の年金から天引きになります。

ただし、次に該当する方は従前のとおり納付書で納めていただく(普通徴収)ことになります。

- ・ 国保税の納付を口座引き落とししている方
- ・ 平成29年度中に75歳になる方
- ・ 年金年額が18万円未満の方
- ・ 介護保険料が年金から天引きされていない方

※特別徴収(年金天引き)を希望しない

い場合、事前に口座振替手続きが必要になります。

### 加入・離脱したときの国保税

国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月から課税されます。年度途中で離脱したときも離脱の前月までの税額が月割で計算されます。

### 国保税の軽減

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保被保険者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。

詳しくは納税通知書または、同封のパンフレットをご覧ください。

### ■低所得世帯に対する軽減

被保険者世帯の人数や所得に応じて、均等割・平等割の7割・5割・2割の軽減措置がとられます。昨年度に引き続き軽減判定基準が拡充し、5割・2割の対象となる世帯が拡大しました。

### ■非自発的失業者の軽減

65歳未満の方が解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けられる軽減措置があります。

### ■後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、減免

後期高齢者医療制度への移行に伴う激変緩和措置として軽減措置や減免措置があります。

同制度への移行により、国保世帯の被保険者が1人になった場合、5年間は平等割の2分の1が減額になり、その後3年間は平等割の4分の1が減額になります。

## 納

### 期内の納税にご協力を

皆さまに納めていただく国保税は医療費の支払いなど国保事業の運営に欠かせない財源です。

納期限内の納付にご協力をお願いします。

### 納め忘れのないように

口座振替の利用により、納め忘れが防げます。

申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ。

※通帳と届出印、納付書をお持ちください。

### 納付が遅れたら

納税相談がないまま納付が遅れたり納付がない場合、税負担の公平性を保つため、保険証の有効期限が短期間になったり、納税相談後に保険証が交付されるなどの措置がとられることとなります。

また納期を過ぎると督促を受け、延滞金が増算されます。納税相談のないまま未納が続くと、財産の差し

押さえなど滞納処分を受ける場合があります。

災害等により、所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や保険税の減免・免除を受けられる制度もありますので、早めの相談をお願いします。

※災害等の事情により、医療費の自己負担分の支払いが困難な場合もご相談ください。

## 国

### 保の届け出

#### 届け出は14日以内に

#### ■国保に加入するとき

- ・転入したとき
- ・退職などにより職場の健康保険を喪失したとき
- ・子どもが生まれたとき

#### ■国保を喪失するとき

- ・転出するとき
- ・就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- ・被保険者が亡くなったとき

#### ■喪失の届け出遅れにご注意を

- ・会社の健康保険に加入後に、新しい保険証が届くまでの間、国保の保険証で受診した場合は医療費を返金いただく場合があります。
- ・会社などの健康保険に加入後、国

保の喪失手続きがなされないと会社の保険料と国保税が二重払いになってしまいます。

## 国

### 保の保健事業

国保では、健康維持のために各種検診等への助成など保健事業を行っています。疾病予防、早期発見、早期治療のため特定健診や各種がん検診、人間ドックなどを受診し健康維持にお役立てください。

#### 特定健診・特定保健指導

国保に加入する30歳から74歳の全ての方を対象に、生活習慣病に着目した「特定健診」を無料で実施しています。

早期予防・改善に向けて、保健師による「特定保健指導」を実施しています。

#### 市が実施する各種検診への助成

国保に加入している方は市の検診のほとんどが無料で受けられます。

#### 人間ドック・脳ドックへの助成

30歳以上の方が医療機関でドックを受けた際、対象費用の3分の2を助成しています。

要件や手続きの方法については事前にお問い合わせください。

## 高

### 齡受給者証の更新

受給者証の有効期限が7月31日(月)となっています。8月1日(火)以降に使用する新しい証を7月末までに届くように発送しますので、有効期間満了後に差し替えてご利用ください。

新たに70歳になり対象となる方には、誕生日の翌月(1日生まれの方は当月)から使用できるよう受給者証を随時発行します。

## 限

### 度額適用認定証の更新

高齢受給者証をお持ちの70歳以上の課税世帯の方を除き、病院に支払う医療費が自己負担限度額までの支払いで済むようになる「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関窓口に提示することにより、窓口負担が軽減されます。

入院や支払いが高額になる外来受診の際、事前に国保窓口での申請をお願いします。

なお、7月以前に「限度額適用認定証」の交付を受けた方は有効期限が7月31日(月)となっていますので、更新手続きの申請が必要です。

ただし、保険税の納付状況によって交付できない場合もありますので事前にお問い合わせください。

# 後期高齢者医療制度

## 問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)

☎01654③2111(内線3118)

## 7月に今年度の保険料額をお知らせ

平成29年度の保険料額については7月に個別にお知らせします。計算方法は、同封するチラシをご覧ください。

後期高齢者医療制度は、被保険者の皆さまの保険料によって成り立っています。

皆さまが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、ご協力をお願いします。

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

口座振替を希望する方はお問い合わせください。

## 保

険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(月)で満了になるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証(有効期限が平成30年7月31日)を簡易書留郵便で送付しますので、お手元に届き次第、お持ちの水色の保険証を破棄して、黄色の保険証をご使用ください。

| 後期高齢者医療被保険者証       |                |
|--------------------|----------------|
| 有効期限 平成30年 7月31日   |                |
| 被保険者番号             | 01234567       |
| 住所                 | 広城市連合町1丁目      |
| 氏名                 | 広城 太郎 男        |
| 生年月日               | 昭和 7年 7月 7日    |
| 発給年月日              | 平成20年 4月 1日    |
| 有効期日               | 平成20年 4月 1日    |
| 交付年月日              | 平成29年 7月 1日    |
| 一部負担金の割合           | 1割             |
| 保険者番号並びに被保険者の名称及び印 | 39011010 公印(朱) |

▶保険証(最新は黄色)



## 減

額認定証も新しくなります

現在ご使用の減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の有効期限が7月31日(月)で満了になるため、8月以降は使用できなくなります。(有効期限は保険証と同じく1年間です)

引き続き交付対象に該当する方は7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日(火)からは、お持ちの黄緑色の減額認定証を破棄し、オレンジ色のものをご使用ください。

また新たに必要となる方は申請手続きをしてください。

■交付対象  
次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

| 区分Ⅱ         | 区分Ⅰ                                                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 世帯全員が住民税非課税 | 世帯全員が住民税非課税で次のいずれかに該当する方<br>・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)<br>・老齢福祉年金を受給している方 |

## 医

療費通知を送付します

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくため、医療費を半年ごとにまとめた「医療費通知」を年2回、9月(平成29年1月~6月の医療費)と翌年3月(平成29年7月~12月の医療費)に送付します。

この通知は皆さまの受診状況をお知らせするものであり、請求書ではありません。



▶減額認定証(最新はオレンジ色)

| 後期高齢者医療広域連合・標準負担額減額認定証 |                  |
|------------------------|------------------|
| 交付年月日 平成29年 8月 1日      |                  |
| 被保険者番号                 | 01234567         |
| 住所                     | 広城市連合町1丁目        |
| 氏名                     | 広城 太郎 男          |
| 生年月日                   | 昭和 7年 7月 7日      |
| 交付年月日                  | 平成29年 8月 1日      |
| 有効期限                   | 平成30年 7月31日      |
| 適用区分                   | 区分Ⅱ              |
| 発給入院年月日                | 平成29年 8月 1日 保険者印 |
| 保険者番号並びに被保険者の名称及び印     | 39011010 公印(朱)   |